

平成29年1月6日

勝井建設株式会社行動計画

社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 平成29年1月29日～平成31年1月28日

2、内容

目標1：年次有給休暇の取得日数を、1人当たり平均年間6日以上とする。

対策

平成29年1月～2月

年次有給休暇の取得状況を把握する。

平成29年2月～

各部署に置いて年次有給休暇の取得計画を策定する。

平成29年4月～

各部会で有給取得日数を報告。

取得に関し問題があれば就業規則内容の見直し等の協議を行い、修正する。

目標2：計画期間内に育児介護休業等取得の促進に関し、29年1月に改訂した育児介護休業等に関する規則を的確に運用する。

対策

平成29年1月～2月

改訂した規則の周知状況の確認。

平成29年2月～

各月の安全衛生委員会・各部会にて、取得状況の報告。

取得に関し問題があれば規則内容の見直し等の協議を行い修正する。